



那須烏山市

産後ケア事業のご案内

～ 産後のお母さんを応援します♪ ～



産後ケアとは、お母さんと赤ちゃんの生活リズムと心身の安定を図るため、産科医療機関において、宿泊や日帰りで、休養や助言、沐浴や授乳指導、育児相談等が受けられるサービスです。

那須烏山市では、産後ケア利用費の一部を助成しています。

◇ 利用できる方 → 那須烏山市に住所があり、産後4か月未満のお母さんで、下記に該当する方

- (1) 産後の心身の体調回復に不安があり、休養や助言、支援が必要な方
 - (2) 初めての育児で不安が大きく、指導や相談が必要な方
 - (3) ご家族から、十分な援助が受けられない方
- ただし、次に該当する方は利用できません。

- (1) 感染性疾患に罹患している方
- (2) 入院治療の必要のある方
- (3) その他市長が対象者として適当でないと認める方



◇ 内容 → 宿泊や日帰りで、支援を受けられます

- (1) お母さん（健康管理、母乳育児の支援、休養のサポート）
- (2) 赤ちゃん（健康管理、沐浴支援、発育・栄養のサポート）
- (3) その他、必要な支援

◇ 利用期間 → 1回の出産につき7日間を上限とします。

◇ 利用施設

- (1) さくら産後院 さくら市卯の里1丁目 11-1
- (2) 那須赤十字病院 大田原市中田原 1081-4
- (3) 芳賀赤十字病院 真岡市中郷 271
- (4) 国際医療福祉大学病院 那須塩原市井口 537-3



◇ 利用の流れ

(1) 利用申請

事前の申請が必要です。

利用を希望される方は、こども課にご相談ください。保健師がお話を伺い、必要な方に利用申請等説明を行います。

- 〔必要書類〕
- ・産後ケア事業利用申請書（こども課窓口にあります。）
 - ・印鑑

(2) 審査と利用の決定

申請後、利用について審査を行います。その後、承認結果をお知らせします。

(3) 予約

承認後、希望する委託機関に予約をとります。

(4) 利用

利用時に自己負担金を委託機関にお支払いください。

◇ 自己負担金

(1) 委託機関ごとに金額が異なりますので、表 I をご参照ください。

(2) 自己負担の割合

一般世帯 : 2割
 非課税世帯 : 1割
 生活保護世帯 : 無料

* 令和6年度は、栃木県の補助を受け、更に自己負担を軽減します。
 【軽減の内容】 利用1回につき、1,250円（一人5回まで）

◇ 注意事項

(1) 施設の状況により、希望日の利用ができない場合があります。

(2) 個人の都合でキャンセルされた場合には、利用日の数日前からキャンセル料（実費）が発生することがあります。

表 I 委託機関

* 料金表記は令和6年4月1日現在のものです

施設名	サービスの種類	料 金	自己負担金 (一般世帯の場合)
さくら産後院 さくら市卯の里1丁目11-1 ☎028-612-5005	宿泊型	1泊2日 50,000円	8,750円
	デイサービス型 (日帰り)	1日 25,000円	3,750円
那須赤十字病院 大田原市中田原1081-4 ☎0287-23-1122 (代表)	宿泊型	1泊2日 40,000円	6,750円
	デイサービス型 (日帰り)	1日 20,000円	2,750円
芳賀赤十字病院 真岡市中郷271 ☎0285-82-2195 (代表)	宿泊型	1日 20,000円	2,750円
国際医療福祉大学病院 那須塩原市井口537-3 ☎0287-37-2221 (代表)	宿泊型	1泊2日 50,000円	8,750円
	デイサービス型 (日帰り)	1日 20,000円	2,750円

◆ 2泊3日など、延泊の場合には2泊目以降の宿泊料金が減額になる場合があります。
 詳しくは、こども課にお問い合わせください。



〔お問い合わせ先〕

那須烏山市 こども課 支援政策グループ
 電 話 : 0287-88-7116
 F A X 番 号 : 0287-88-6069
 住 所 : 321-0526 那須烏山市田野倉 85-1
 那須烏山市保健福祉センター

